独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人国立病院機構
国立大学法人
大学共同利用機関法人
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人国立大学財務・経営センター

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

(A)　A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関による調達については、四百五十万特別引出権

(B)　A群に掲げる他の全ての調達機関による調達については、千五百万特別引出権

(C)　B群に掲げる調達機関による調達については、四百五十万特別引出権

(ii)　第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
四十五万特別引出権

(iii)　その他のサービス
十三万特別引出権

(b)　調達機関
1に規定する調達機関

第三節に関する注釈

1　第十章の規定は、この協定の効力発生の時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

2　第十章の規定は、A群に掲げる調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、第十章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

3　特定の調達機関に関する注釈

注a　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b　核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際協定に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c　地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注d　広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e　民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

**第四節**　物品

第十章の規定は、前三節に掲げる調達機関によって調達される全ての物品について適用する。ただし、防衛省による調達に関しては、二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Ⅰの日本国の付表1において特定する次の物品のみが第十章の規定の適用範囲に含まれる。

鉄道用機器
トラクター
木工機器
金属加工機器
サービス提供機器及び販売機器
特別の工業用機器
農業用機器
建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
物資取扱用機器
ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
冷凍用機器、エアコンディショナー及び空気循環用機器
ポンプ及び圧縮機
配管用、加熱用及び衛生用の機器
浄水用及び汚水処理用の機器
パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具
弁
手道具及び手工具
計測工具
用材、木工品、合板及びベニヤ板
電線並びに発電用及び配電用の機器
照明設備及び電球
医療用及び獣医用の機器及び物品
化学分析用機器
物理的材料試験機器
実験室用の機器及び物品
時間測定用機器
光学機器
地球物理学用及び天文学用の機器
気象観測機器
はかり
製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器
液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
組み合わせた機器及びその他の機器
写真用機器
化学工業生産品
家具
家庭用及び一般用の備品及び器具
調理用及び配膳用の機器
事務用機器及び可視記録装置
事務用品
書類、地図その他の出版物
楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
清掃用具及び清掃用品
ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤